

衆議院 農林委員會 議錄第三十二号

(五八八)

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)

午前十一時五十五分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君

理事 野原 正勝君 理事 松浦 東介君

理事 吉川 久衛君

宇野秀次郎君

小淵 光平君

河野 謙三君

原田 雪松君

金子與重郎君

木村 榮君

松本六太郎君

出席政府委員

農林政務次官

委員外の出席者

農林事務次官

農林技官

(農政局局長)

農林技官

(農政局技官)

防疫課長

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

(内閣提出第一〇九号(参議院送付))

同月三十一日

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一三八号)

二月十九日

野洲州ダム建設附帯工事施行反対の請願(河原伊三郎君紹介)(第七二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一〇九号(参議院送付))

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一三八号)

提出第一三八号)

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一〇九号(参議院送付))

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一三八号)

提出第一三八号)

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一〇九号(参議院送付))

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一三八号)

提出第一三八号)

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一〇九号(参議院送付))

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一三八号)

提出第一三八号)

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一〇九号(参議院送付))

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一三八号)

提出第一三八号)

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一〇九号(参議院送付))

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一三八号)

提出第一三八号)

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一〇九号(参議院送付))

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一三八号)

提出第一三八号)

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一〇九号(参議院送付))

農漁業協同組合再建整備法案(内閣提出第一三八号)

提出第一三八号)

等に対する取締りの方法において欠陥があつた。そういうような点をこのたびの改正によつてなくするという趣旨のもとに、今回の改正がなされたというわけでありまして、その改正の趣旨はまつたくけつこうなことであります。参議院の方におきましても全会一致で通つたということでありまして、従つてそういう簡単な内容でありますので、この際委員長におきましては質疑討論等を省略いたしました。ただちに採決されんことをお諮りを願ひたいと思ひます。

○千賀委員長 野原君の発言に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 異議なしと認めます。質疑並びに討論は終局と決しまして、ただいまからただちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 異議なしと認めます。本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

(総員起立)

○千賀委員長 起立議員、よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。衆議院規則第八十六条による本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

法案の都合もありますので、委員会は暫時休会いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後五時九分開議

○千賀委員長 午前中に引続き会議を開きます。

この際御報告いたします。本日、内閣提出の農漁業協同組合再建整備法案を本委員会に付託に相なりましたので、御承知願ひます。

これよりこの法律案を議題として審議を進めたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 御異議なしと認めます。それでは農漁業協同組合再建整備法案を議題といたします。

まず本法案の趣旨について、政府の説明を求めます。山添農林次官。

農漁業協同組合再建整備法案(この法律の目的)

第一条 この法律は、農業及び漁業を振興して自立経済の基礎の確立に資するため、農漁業協同組合の再建整備を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農漁業協同組合」とは、農業協同組合、漁業協同組合、農漁業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいふ。

2 この法律において「自己資本」

とは、払込済出資金(農漁業協同組合の受け入れた貯金で将来当該農漁業協同組合への出資に充てるべき旨の契約のあるものを含む。以下同じ。及び準備金(準備金、積立金その他名称のいかんを問はず、剰余金のうちから積み立てられたものであつて資本勘定に属するものをいう)の合計額をいう。

3 この法律において「欠損金」とは、貸借対照表に計上された欠損金及び繰越欠損金の合計額をいう。

(再建整備計画の樹立)

第三条 事業の継続に著しい支障をきたすこととなしにその債務を弁済することができない農漁業協同組合でこの法律によつて再建整備を行おうとするものは、農林大臣の指定する日(以下「指定日」という。現在により貸借対照表を作製し、これに基いて再建整備計画をたてなければならぬ。

2 農漁業協同組合は、前項の規定により貸借対照表を作製するに当たつては、その債権及び在庫品につき命令の定めるところにより適正な評価を行い、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

3 第一項の規定により再建整備計画をたてる場合には、その組合員又は組合員(准組合員又は准組合員を除く)の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二

以上の多数による議決を経なければならぬ。これを変更する場合もまた同様とする。

(再建整備の目標)

第四条 前条第一項の農漁業協同組合は、指定日以後に開始する事業年度の開始の日から五年以内に左に掲げる条件を満たすように再建整備を行わなければならない。

一 第十條第二項の固定化債権又は固定化在庫品を資金化するこ

二 自己資本から欠損金を控除した金額を固定資産の価額以上にすることその他財務の状況を政令で定める基準に適合させること。

(再建整備計画の内容)

第五条 再建整備計画においては、左の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 再建整備計画の方針

二 組合員又は会員の協力の強化及び役員等の事業執行の改善に関する措置

三 事業、収支及び資金に関する計画

四 第十條第二項の固定化債権及び固定化在庫品の資金化並びに不要固定資産の処分

五 欠損金の補てん

六 出資金の増加

七 債務の更政及び弁済

(行政庁の援助)

第六条 農漁業協同組合は、行政庁に対し再建整備計画に関する助言を求めることができる。

第七条 行政庁は、農漁業協同組合が再建整備のため債権者と債務の

要素を変更する契約をする必要がある場合には、当該農漁業協同組合の申出により、そのあつ旋をすることが出来る。

第八条 行政庁は、農漁業協同組合の請求に応じ、特別指導員を派遣してその再建整備につき指導することが出来る。

(奨励金の交付)

第九条 政府から奨励金の交付を受けなければならない第四條の期間内に同条に規定する再建整備の目標を達成することができない農漁業協同組合は、命令で定める手続に従い、再建整備計画書を添えて、農林大臣に奨励金の交付を申請すること

2 農林大臣は、前項の申請をした農漁業協同組合であつて左に掲げる条件に適合しているものに対し、命令の定めるところにより、毎年、予算の範囲内において奨励金を交付することが出来る。

一 奨励金の交付を受けることにより第四條の期間内に同条に規定する再建整備の目標を達成することができると認められること。

二 指定日から昭和二十七年三月三十一日までの間に指定日における固定資産と欠損金との合計額から自己資本を控除した額の三分の一(農漁業協同組合連合会及び漁業協同組合連合会(以下「連合会」という。)にあつては五分の一)以上に相当する額の自己資本を増加することが確実であると認められること。

三 第三條第二項の規定による債

権及び在庫品の評価が適正に行われていると認められること。

四 故意又は重大な過失によつてその農漁業協同組合に損失を与えた役員がある場合には、その者に對し、損失補てんのために必要な措置をとつていること。

3 都道府県の区域をこえない区域を地区とする農漁業協同組合が第一項の申請をしようとするときは、都道府県知事を経由しなければならない。

第十條 前條第二項の規定により交付する奨励金は、増資奨励金及び固定化資金利子補給金とする。

2 増資奨励金は、農漁業協同組合の指定日以後の払込出資金の増加額(他の農漁業協同組合を合併した場合に、その合併により直接生じた払込出資金の増加額を除く。)に對し交付するものとし、固定化資金利子補給金は、農漁業協同組合の第三條第二項の規定による適正な評価を経た債権のうち弁済期到来後一年以上を経過したもの(当初の契約で定められた弁済期がその後延長された債権その他の債権であつて命令で定めるものを含む。以下「固定化債権」という。)の金額及び同項の規定による適正な評価を経た在庫品のうち仕入後一年以上を経過したもの(以下「固定化在庫品」という。)の評価額の合計額を基準として交付するものとする。

第十一條 政府が第九條第二項の規定により奨励金を交付することが出来る期間は、昭和三十會計年度

までとし、毎年交付する奨励金の額は、農漁業協同組合ごとに左表

により奨励金算出基礎額に補給率を乗じた額とする。

奨励金の種類	會計年度	奨励金算出基礎額	補給率
増資奨励金	昭和二十六年會計年度	指定日から昭和二十七年三月三十一日までの政令で定める方法により算出した払込出資金の増加額(以下「増資増額」という。)	百分の八(連合会にあつては百分の十二)
	昭和二十七年會計年度	指定日から昭和二十八年三月三十一日までの払込出資金増加額	百分の六(連合会にあつては百分の十)
	昭和二十八年會計年度	指定日から昭和二十九年三月三十一日までの払込出資金増加額	百分の三(連合会にあつては百分の六)
固定化資金利子補給金	昭和二十六年會計年度	指定日における固定化債権の金額の百分の五と固定化在庫品の評価額の百分の三との合計額	百分の四(連合会にあつては百分の六)
	昭和二十七年會計年度	指定日における固定化債権の金額の百分の五と固定化在庫品の評価額の百分の三との合計額	百分の四(連合会にあつては百分の六)
	昭和二十八年會計年度	指定日における固定化債権の金額の百分の五と固定化在庫品の評価額の百分の三との合計額	百分の四(連合会にあつては百分の六)

(奨励金の打切及び還付)

第十二條 農林大臣は、奨励金の交付を受ける農漁業協同組合が左の各号の一に該当する場合には、当該農漁業協同組合に対する奨励金の交付を打ち切ることが出来る。

一 第四條に規定する再建整備の目標を達成したと認められる場合

合

二 第三條に規定する再建整備計画を誠実に実行せず、又は第四條の期間内に同条に規定する再

建整備の目標を達成することができないと認められる場合

三 第九條第一項の規定により農林大臣に提出した再建整備計画書に虚偽の記載があつた場合

四 第十六條の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合

合

第十三條 農林大臣は、奨励金の交付を受けた農漁業協同組合が左の各号の一に該当する場合には、当該農漁業協同組合に対し、交付し

た奨励金の還付を命ずることができ
る。

一 前条第二号から第四号までの
事由により奨励金の交付を打ち
切られた場合

二 第四条の期間が満了しても同
条に規定する再建整備の目標を
達成することができなかった場
合

(奨励金の償還)

第十四条 奨励金の交付を受けた農
漁業協同組合は、第四条各号に掲
げる再建整備の条件を満たすに
至つてから一年を経過した後、政令の
定めるところにより、交付された
奨励金に相当する金額に利子に相
当する金額を加算した金額を政府
に納付しなければならない。

(再建整備計画の変更)

第十五条 奨励金の交付を受けた農
漁業協同組合がその再建整備計画
を変更しようとするときは、農林
大臣の承認を受けなければならない。
い。

2 前項の場合には、第九条第三項
の規定を準用する。

(報告)

第十六条 奨励金の交付を受けた農
漁業協同組合は、命令の定めると
ころにより、毎事業年度末現在に
より再建整備の実績及び翌事業年
度の再建整備の実施計画を行政
庁に報告しなければならない。

(検査)

第十七条 行政庁は、奨励金の交付
を受ける農漁業協同組合の業務及
び会計の状況につき毎年一回以上
検査しなければならない。

(農漁業協同組合の合併の場合の
奨励金の還付)

(特例)

第十八条 奨励金の交付を受ける農
漁業協同組合が合併によつて解散
した場合において、合併によつて
成立した農漁業協同組合又は合併
後存続する農漁業協同組合が引き
続き政府から奨励金の交付を受け
なければ指定日から五年を経過し
た日の属する事業年度の終了の日
までに第四条に規定する目標を達
成することができないときは、当
該農漁業協同組合は、命令で定め
る手続に従い、再建整備計画書を
添えて、農林大臣に奨励金の交付
を申請することができる。

2 前項の場合には、第九条第二項
及び第三項、第十条並びに第十一
条の規定を準用する。この場合に
おいて、第十条第二項中「農漁業
協同組合の指定日以後の払込済出
資金の増加額」とあるのは「合併
によつて解散した農漁業協同組合
の指定日以後の払込済出資金の増
加額と合併によつて成立した農漁
業協同組合の払込済出資金の増加
額又は合併後存続する農漁業協同
組合の合併後の払込済出資金の増
加額(当該農漁業協同組合が合併
前に奨励金の交付を受けたもので
あつた場合には、指定日以後合併
の時までの払込済出資金の増加額
を含む。この合計額」と、「固定化
資金利子補給金は、農漁業協同組
合の」とあるのは「固定化資金利
子補給金は、奨励金の交付を受け
る合併前の農漁業協同組合の」と
読み替へるものとする。

第十九条 奨励金の交付を受けた農
漁業協同組合が合併によつて解散
した場合においては、合併によつて成立
した農漁業協同組合又は合併後存
続する農漁業協同組合を合併によ
つて解散した組合とみなして第十
三条、第十四条及び第十六条の規
定を適用する。

第二十條 この法律中「行政庁」と
あるのは、都道府県の区域又はそ
の区域をこえる区域を地区とする
農漁業協同組合については農林大
臣、その他の農漁業協同組合につ
いては都道府県知事とする。

次にその内容の概略を説明申し上げ
ます。この法律案によつて再建整備を
行います組合は、欠損金、固定資産
減損、焦げつき債権等を多額に持つて
いるために、その債務を弁済すること
が困難な組合であります。これらの
組合は総会の特別議決を経て、五年以
内に手持ちの滞貨及び焦げつき債権を
一括し、固定資産と欠損金の合計額以
上の自己資本を持つことを目標とした
再建整備計画を立てなければならませ
ん。法律案ではこの目標達成のための
具体的方法を再建整備計画書に明示す
ることを要求しております。

第二十一條 農林大臣は、第三條第
一項の指定、第九条の奨励金の交
付、第十二條の打切、第十三條の
還付の命令又は第十五條の承認を
しようとするときは、大蔵大臣と
協議しなければならない。

これらの組合に対して行政庁は助
言、債務の更改のあつせん、特別指導
員の派遣等いろいろの援助をするわけ
であります。特に右に述べた再建整
備計画の樹立が困難な事情にある組合
に対しては、奨励金を交付してその再
建を促進することになっております。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

この点におきましては一点の異議をはさ
む必要もないこととありますが、ただ
私はこの法案に関連しまして、一点だ
けお伺いしたいと思います。

2 この法律の施行に関し昭和二十
六年計年度において必要な経費
は、六億五千万円以内において昭
和二十六年度計年度一般会計予算費
のうちからこれを支出するものと
する。

〇千賀委員長 これより質疑に入りま
す。

〇山添説明員 ただいま議題となりま
した農漁業協同組合再建整備法案提出
の理由を御説明申し上げます。

〇野原委員 この法案はたいへんけつ
こうな法案でありまして、全国の農業
者団体はこの法案が出ることを期待し
ておつたのでありますから、おそらく
この法案くらい現下の日本の農業の実
態に即した効果のある、喜ばれる法案
はなからうかと思つております。そ
の点におきましては一点の異議をはさ
む必要もないこととありますが、ただ
私はこの法案に関連しまして、一点だ
けお伺いしたいと思います。

わが国自立経済の基礎である農業及
び漁業の生産力を維持増進し、農漁民
経済の安定をはかるためには、農業協
同組合、同連合会、漁業協同組合及び
同連合会を育成助長しなければならま
せん。しかるに組合のうちには、最近

の急激なる経済変動に直面してその経
営が悪化しているものが少くありませ
ん。これらの組合は、その本質にかん
がみまして、自主的にその整備強化を
はかるべきことはもちろんであります
が、自力のみによる再建整備の困難な
ものにつきましては、政府の財政的支
出その他の援助により組合の再建意欲
を高め、早急に経営を健全化すること
によつてその使命達成に遺憾なからし
める必要があります。これがこの法律
案を提出した理由であります。

よつて、五箇年間に再建を完了するこ
とができるようにしようとするもので
あります。もつともこの奨励金は、再
建の意欲を助長し、あくまで自力再建
の実をあげさせるための呼び水として
国家資金を支出するものであつて、組
合の役員はもちろん、組合員をあげ
ての誠実な再建計画の実行を条件とす
るものであります。従つて奨励金の補
給を受けた組合に対しては、その計画
の完遂のために必要な監督を行うと
もに、再建完了のあかつきにおいて、
交付を受けた奨励金は政府に償還させ
ることになつております。

三

あるいは水産の方の漁業協同組合というふうなものに対しては、再建整備のことはありますが、これに森林組合が入つておられないという事は、いろいろな事情があつたにしろ、少しく片手落ちの感があるものであります。森林組合も全民有林の経営の合理化と刷新、また日本の民主化の線に沿つて、非常に熱心に組合の運営をやつておりましたが、終戦後いろいろ国内の経済事情の変動から見まして、やはり農業と同じ姿で、非常な困難に逢着しているといふことで、やはり何らかの方途をもつて今後組合を救つなければならぬといふ段階にあることは、農漁業協同組合の現状とまつた五十歩百歩であると思つてあります。そういう点におきまして、この法案はもういふことがない法案でありますので、ぜひこれを通過しなければならぬと思ひますが、同時に森林組合に対しても同じような考え方で、この再建整備の方途を講ずることをお願いしなければならぬ。突然でありまして大臣もお見えでありませんので、そのことを聞くことはあるいは当を得ないかもしれませんが、将来この法案を修正する等の機会があれば、森林協同組合に対しても、同様の立場で考慮をしてもらわなければならぬと考えておるのであります。その点一応希望意見を述べまして、私はこれ以上この問題に對して議論は必要ならぬと思ひます。

○山添説明員 野原委員の述べられましたことはまことにごもつともでありまして、政府といたしましても、今後十分考慮したいと思ひます。

○吉川委員 野原委員の申された通り、まことにけつこうな法案でございます

まして、私も異議はございませんが、ただこの際念のために伺つておきたいのであります。もちろん協同組合が、このような再建整備法をつくつてめんどうを見てやらなければ、自分一人では立ち行けなくなつたといふような原因についてはいろいろあると思ひます。協同組合の設立の経緯に顧み、あるいはその誕生する当時の情勢等から考えられるのでありますが、しかし日本の国の農業といふものがあるいは漁業といふようなものを、握り下げて検討をしてみますならば、今回行われておりますところの協同組合法に対する政府の考え方といふものは、私は非常に不十分ではないかと思つております。どうして不十分でないかと思つて、うな、もう少しあたにかいめんどろを国が見てやるというようなことが、今後も続けられない限り、私はもう一度も二度も、このような問題がまた起きるものではないかと思つて、この法案が心配されますので、そこでお伺ひしたいことは、協同組合の意欲の欠如とか、あるいは経営体としての弱体性等の内容を顧みますときに、政府は、この組合員並びに組合の経営者の教育、啓蒙といふですか、そういうふうなことを、ただいまの協同組合といふことは、まだ十分にみずから力でもつて行くことができないような状況にありますが、これは指導連合会等に相当の予算措置をもつて助成して行く。そして一本立ちができるようになるまで、そういうやり方を続けて行かない限り、協同組合は再びまたこういう問題が起きるといふことも予測されますので、そういう問題について、今後何か特別の考え方を待つ

ておられるのかどうかということを伺つておきたいと思ひます。

○山添説明員 この協同組合の普及宣伝、教育あるいは啓蒙指導等従来とも政府は努めておるのでございまして、なか／＼思うように参りません。今後ともこの方面に力を入れて行きたいと思つておりますことはもちろんでございます。ただ特定の指導農協に對して、そのための助成金を政府が出すかどうかといふことにつきましては、いろいろ問題がございしますので研究をいたしたい、かように考えます。

○吉川委員 もう一つだけ簡単に……農協の指導といふようなことが非常に不十分でありまして、たとえば町村の単位組合の理事の選出方法などを見ましても、これは部落割當みたいなやり方を、優秀な人材があるのにもかかわらず、その人々が出られないような選出方法が現に行われております。こういうことはそうむづかしい問題ではありませんが、十分指導よろしきを得ますならば、たちまち改まることだと思つて、悲しいかな、日本の農村においては、まだ／＼抜くべからざる封建制や因襲がございしますがために、下から民主的によくない点は改めて行くといふようなことが十分行われたいのであります。上から来る問題ならば、何でもかでもそのまま引受けるといふような悪い因襲がございします。こういうものを急に改めることができない限りは、もう少しあたにかい指導をやる必要があるんじゃないかと思つて、これは連合会あたりが大いにやらなければならぬことだと思ひますけれども、連合会

あたりの最近の行動を見ておきますと、経費の關係で、気づかれながらもほとんどそれができない状態にあるので、こういう点を、一本立ちのできるまで、政府がもう少しめんどうを見てやる必要があるとあり、農林省の協同組合部あたりがもつと乗り出して、積極的なめんどうを見てやられるような御配慮があつたならば、封建制であるだけに、上から言うことはよく徹底すると思ひます。そしてもう少し少教精鋭主義で、この農協の経営に當る優秀な人材を入れるような指導ができると思つて、そういう問題について、ほとんど等閑に付されておることは農協運動の将来のために憂慮してゐるのです。その点について、今後どういふふうにおやりになるか、それだけ伺つておきたいと思ひます。

○山添説明員 お述べになりましたような農村における封建的なものを払拭して行くといふのは、農漁協同組合の精神本来のものでございします。ところが必ずしもそういうふうに行つていない実情につきましては、同感でございします。従来といへども農林省等におきましては、農漁協同組合部を中心として、その事務について努力いたしておるのでございしますが、何分にも不十分な状況でございします。今後ともこの普及宣伝、教育並びに指導については、一層の力をいたして参りたい。明年度から府県に配置いたします農協關係の助成職員の数も、一果当り約十名程度はふえることになつております。お述べになりましたことは、私も、私どもといたしましても全然同感でございしますので、力を尽して行きたいと思つております。

○千賀委員長 お諮りいたします。この程度で質問を終了することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と稱ふ者あり

○千賀委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

これより討論に入ります。

○遠藤委員 本案につきましては、事柄はきわめて簡単なことであり、しかも農村があげて渴望しておつた法案でありますから、討論を省略いたしまして、すみやかに採決に入らんことを望みます。

○千賀委員長 遠藤君の発言に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と稱ふ者あり

○千賀委員長 異議なしと認め、さうして討論を省略することに決しました。

これより農漁業協同組合再建整備法案について採決を行います。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○千賀委員長 起立議員。よつて本案は原案通り全会一致可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。衆議院規則第八十六条による本案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と稱ふ者あり

○千賀委員長 御異議なしと認め、ま

本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時二十七分散会

〔参照〕
農漁業協同組合再建整備法案（内閣提出）に関する報告書
農漁業協同組合再建整備法案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕